

施設基準

医療保険（厚生労働大臣の定める掲示事項）

施設基準（医療保険）

牧病院では、以下の施設基準をもって運営しております。（令和7年5月1日現在）

■入院基本料について

当院は、入院基本料について下記のとおり届出を行っております。

地域包括医療病棟入院料

地域包括ケア病棟入院基本料（地域包括ケア病棟入院料1）

■入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者様に関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化の基準を満たしております。

■看護要員勤務体制

各病棟には、下記のとおり看護要員が勤務しております。

地域包括医療病棟では、1日13人以上の看護職員が勤務しています。

なお時間帯ごとの配置は次のとおりです。

- ・朝8時30分～夕方17時00分まで、看護職員1人あたりの受け持ち数は5人以内です
- ・夕方17時00分～朝8時30分まで、看護職員1人あたりの受け持ち数は14人以内です

入院患者様25人に対して1人の看護補助者を配置しています。

地域包括ケア病棟では、1日8人以上の看護職員が勤務しています。

なお時間帯ごとの配置は次のとおりです。

- ・朝8時30分～夕方17時00分まで、看護職員1人あたりの受け持ち数は6人以内です
- ・夕方17時00分～朝8時30分まで、看護職員1人あたりの受け持ち数は18人以内です

■入院時食事療養、入院時生活療養について

当院は入院時食事療養（Ⅰ）、入院時生活療養（Ⅰ）を算定すべき食事療養の基準にかかる届出を行っております。療養のための食事は管理栄養士の管理の下に、適時(夕食については午後6時以降)適温にて提供しております。

医師の発行する食事せんに基づき、糖尿病食をはじめとした特別食を提供しております。病棟内の食堂で食事ができるスペースを設置しております。

■明細書の発行について

当院では、医療の透明化や患者への診療情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行することとしております。なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

■医療情報取得加算について

- ・オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・受診した患者に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っております。

■機能強化加算に関して

当院は、かかりつけ医として以下の取り組みを行っております。

- ・受診している他の医療機関や処方されているお薬を伺い、必要なお薬の管理を行います。
- ・健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じています。
- ・保健・福祉サービスに関する相談に応じています。
- ・夜間・休日の問い合わせへの対応を行っています。
- ・必要に応じて専門医又は専門医療機関への紹介を行っています。

■協力対象施設入所者入院加算について

協力医療機関

以下の介護保険施設等の協力医療機関として、24 時間連絡を受ける体制を取っております。

緊急時には、入院受入れを行う体制を確保しております。

当該入所者の診療情報及び急変時の対応方針等の共有を図るため、月 1 回以上のカンファレンスを実施しております。

協力医療機関として定められている介護保険施設等

特別養護老人ホーム たかせ若葉苑

特別養護老人ホーム 高殿苑

介護老人保健施設 長生苑

■院内トリアージの実施について

夜間・休日に救急外来を受診される患者様へ

当院では患者様の緊急度に合わせ、医師または看護師が病状を確認し、診察の順番の調整（トリアージ）を行っており、 順番が前後することがあります。

ご理解ご協力お願い致します。

■長期収載品の処方等又は調剤に関する事項

後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金（先発医薬品と後発医薬品の価格差の 4 分の 1 相当の料金）をお支払いいただきます。※「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。

※ 先発医薬品を処方する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

※ みなさまの保険料や税金でまかなわれている医療保険の負担を公平にし、将来にわたり国民皆保険を守っていくため、国は、価格の安い後発医薬品への置き換えを進めています。そのため、医療上の必要性がある場合等を除き、より価格の高い一部の先発医薬品を希望される場合には、「特別の料金」として、ご負担をお願いすることになりました。

これにより医療機関の収入が増えるわけではなく、保険給付が減少することにより医療保険財政が改善されますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

■後発医薬品使用体制加算について

本院では後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでおります。

医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応ができる体制が整備されております。

医薬品の供給状況によって投与する薬剤が変更となる可能性があります。変更する場合には患者に十分に説明いたします。

2025 年 5 月